

定したのであるというふうに承つたわけであります。

○淡谷委員 開議決定を見ましたのは、本年の五月一日でございますが、反対の陳情が出ましたのは昭和二十七年の八月十九日でございます。この八月十九日の反対陳情書といふものは、調達庁の方で目を通されておりますがどうか、お伺いしたいと思います。な

お付隨いたしまして、一体この陳情書は反対陳情書とおどりになつたか、贊成陳情書とおどりになつたか、その点もひとつお伺いいたします。

○大石説明員 私記憶いたしておりますのは、関根の演習場の拡張部分につきましては、二十七年八月十九日の陳情書以外に、その後の陳情書が出たことを承知いたしております。それにまでは、全般的にいたしまして、困るという御意見だつたふうに覚えております。ただそれには条件がつきまして、道路の問題、補償の問題等がうたつてありますし、とり方によりましては、その条件が満たされれば必ずしも反対です。たゞそれには条件がつきまして、道路の問題、補償の問題等がうたつてあります。それによると、困るといふふうに解した次第であります。

○淡谷委員 次にもう一点お伺いしておきますが、関根の第一次接收部分につきまして事務的な手続がたいへん運んでおります。更新手続でござります。この間私が提示いたしました山形県の例の大高根のあの更新の請求が、更新期前になされております。関根に關しては、大体使用してしまつたごく最近になつて、ああいうふうな書類がまわつてゐるようございますが、著しく手続が遅れた理由は一体どこにござりますか、お答え願います。

○大石説明員 契約更新に関しまして

手続を進めたのは、山形県の大高根演習場も、青森県の関根演習場も、第一回

調達庁のそういうような作業を始めたのは、同一時期だというふうに私存じております。ただそれが二十八年四月以降に至りましても、なおかつ

接続を継続した次第でありますから、二十八年の一月、二月あたりにやつたのが妥結を見るに至らないで、二十八年四月以降に持ち越した次第であります。

○淡谷委員 とんでもない違った話です。それは占領から引いたものであつて、ほんとうを言うと、あてにしてい

地元はもう承諾するもしないもないが、何を交渉なしに七月八日に至つて初めてこういう書類がまわされておりま

す。何のことやらわからないし、判をつかないものやらつかなくていい

が何も交渉なしに七月八日に至つて初めてこういう書類がまわされておりま

す。何のことやらわからないし、判をつかないものやらつかなくていい

が何も交渉なしに七月八日に至つて初めてこういう書類がまわされておりま

す。何のことやらわからないし、判をつかないものやらつかなくていい

が何も交渉なしに七月八日に至つて初めてこういう書類がまわされておりま

す。何のことやらわからないし、判をつかないものやらつかなくていい

○淡谷委員 どういうふうに解してよろしくございますか。

○大石説明員 文書でもつて淡谷委員にお答えしました関根演習場の契約の問題は、私たまお答え申し上げましたように、御承知のように、会計年度ごとに契約を更新するという事務手続をとらざるを得ない関係上、それ以前に、ですから一月ないし二月あたりにその同意を求めた次第であります。

○淡谷委員 申上げましたように、二十八年の一月から二月のころにこの間が種々の関係から、三月末までにお契約更新の手續が完了しないところが、実際あつたという

○大石説明員 ことを正直に申し上げた次第であります。

○淡谷委員 はがきは出しました。

○大石説明員 はがきをとりつけているというのは、はがきをとつてお詫び申し上げたといふこと

○淡谷委員 申上げましたのは、それでもつて御回答をいただいてない

○大石説明員 お答え申し上げたといふことを御説明したわけであります。

○淡谷委員 この六の御回答の、承諾書をとりつけているというのは、はがきをとつてお詫び申し上げたといふこと

○大石説明員 さようでございます。

○淡谷委員 それは関根の問題は、そのはがきのことをなお一層調べまして、これは本案とは関係なしに、あとましようか。

○大石説明員 そのように存じております。

○淡谷委員 そのはがきの回答がな

て御照会申し上げるとともに、それだけではとても手が尽せないので、御承認の意向を聞いた方が一番望ましいのであります。その所長が地元に参りまして、所有の代表者の方はむろんのことですが、そのほかに、公共団体がござります。

○淡谷委員 そういたしますと、この答えの書類の中にはあります第六ですが、継続して使用するためには、年度更新契約を形式上はなす必要があるが、手続が遅れることがあるので、この

ような場合には、慣例上事前に使用することについて承諾書をとりつけます。

○淡谷委員 今のお答えでは、はつきり私はわからないのですが、はがきは出されたというのですか、出さないといふのですか。

○大石説明員 お答え申し上げましたのは、何を交渉なしに七月八日に至つて初めてこういう書類がまわされておりま

す。何のことやらわからないし、判をつかないものやらつかなくていい

が何も交渉なしに七月八日に至つて初めてこういう書類がまわされておりま

す。何のことやらわからないし、判をつかないものやらつかなくていい

が何も交渉なしに七月八日に至つて初めてこういう書類がまわされておりま

す。何のことやらわからないし、判をつかないものやらつかなくていい

が何も交渉なしに七月八日に至つて初めてこういう書類がまわされておりま

うふうに私了解いたしましたが、いかがでございましょう。

○小瀬政府委員 できることなら、あらゆる人の意向を聞いた方が一番望ましいのであります。なか／＼そうちのことは、実際問題として取扱いにくいので、原則としてこれまでのよう

な方法で、しかもまたこれまで以上に手を尽して、現地の事情を調査する

方法も講じたいという考え方でお答えをしたわけであります。

○淡谷委員 開議決定を見ました演習地のうち、特に内灘、関根、これは二つ取上げられます。この内灘も関根

もともと紛擾を起しておるのでござい

ます。この原因について、この間私の多数にわたつておるというお答え

第二問のお答えといたしまして、その原因は、米軍に対する恐怖心、風紀問題、補償問題、その他多数にわたつておるというお答え

第三問のお答えといたしまして、その多くにわたつておるというお答え

中には、そうした今までの地元民の意

思を十分知る方法が間違つておつた

ことは、必ずしもあつたという点、強制的であつたといふこと、こういう点

ごとに外務省にお尋ねいたしたいのでござります。この間の御回答の中で、

私は一番不満に感じますのは、第一問の

のみ依存して来た方針を将来もかえな

いふつもりかどうかという私の質問に對

して、お答えの趣旨では、かえないと

考へております。

○小瀬政府委員 私どもといたしまし

ては、最善を尽して現地の了解をとる

つもりであります。あるいは場合によつては、不なれであつて、十分で

なかつた点もあるうかと思うことを遺憾に存じますが、今後はそういうこと

がないように、十分注意をいたしたい

○淡谷委員 この間外務省の伊闈閣局長の御答弁では、最近における内讃の状況はなか／＼はつきりとはつかめないといったようなお話をございましたので、実は私一昨日行つて参りました。昨日の日曜に撫現森から鉄板道路までつぶさに視察して参りました。もう閣議決定を見た処置に対し、一方においてはアメリカの星条旗をなびかせながらたまを撃つ、一方においては、これを受ける着弾地付近に日章旗を立てて、住民が小屋に立てこもつて、死んでも土地を渡さぬといふよう、ほつきりした対峙の形が出て来ておりました。村の女たちも、お婆さんたちも、あの駐留軍のおります、しかもばら線を巻いたさくを設けたその前に立つて、口々におれたちの地面をなぜとつたと怒号しております。これはだてやみえでやれるものではございません。小さな学校の子供たちが、わざ／＼水を運んで、これをいたわつているといったような状態を見た場合に、決してこれは円満な折衝の方法ぢやないと思ひます。一箇月以上にわたる強制使用、無理やりもぎとつたよな、こういうやり方に対して、目下いろいろな手段を講じておるといつたような御回答でございますが、具体的に一体どうなう处置をつけるつもりか。あのまま地元民のあの反対を踏みにじつてしまつて、もしいやならたまの下になつて死ねといったよな、冷酷無情な態度を示されるかどうか、はつきりこの席上で御答弁を願いたいと思います。

を通じてやつておりますし、また現地は最善を尽しておりますし、この問題を円満に解決するという考えには全然かわりはない次第であります。

○淡谷委員 最近具体的にとられました内灘の善後策で、何かござりますかどうか。あるいはまたあの使用状況に変化が起つておりますかどうか、御答弁願いたい。

○小瀧政府委員 ただいまのところ具体的にどういう解決策をとるかということについて、はつきりお答えすることができないを遺憾に存じますが、すぐ伊闇局長も参りますから、その具体的な点について、あるいは局長から説明できるかとも思います。

○淡谷委員 試射の変化等につきましても、局長がお見えになるまではお答え願えないものでしようか。

○小瀧政府委員 それはすぐ局長が参りますから、そのときに詳しいことをお話し申し上げる方がよろしかろうと存じます。

○淡谷委員 それでは伊闇局長がおいでになるまで質問を保留いたします。

○田口委員長 鈴木善幸君。

○鈴木(善)委員 連輸委員会方面から、この法律案につきまして連合審査会の中出があつたのでありますか、会期も切迫いたしましたので、私がかわづてお尋ねをいたしたいと思うのであります。それは東京湾におきまして、防潜網が昭和二十六年の一月に設置されましてから、東京湾を生活の根拠にいたしますところの多数の海上輸送業者が、この防潜網によりまして航路を遮断されておりまする関係から、航行並

びに業務遂行の面に至大の困難と損害を受けたのであります。この海上輸送業者の被害に対しまして、調査局におきましては、補償等の措置をこの法案によつて行ひ得るという見解をおとりになつておりますが、その点をお尋ねいたしたいと思います。

○根道政府委員 ただいま御質問の点につきましては、政府側といたしましても、これは特に考究せねばならぬ問題であります。今後この政会議題としたと考えておりまして、今後の内容等にいかにこれを具体化するかということを、今関係方面と協議中でござります。またこの法案によつて何を来解決できるというお尋ねでございりますが、私どもとしては、今申し上げましたように、この法案によつてしかるべき解決を見たいものというふうに考えております。

○田口委員長 田中幾三郎君。

○田中(幾)委員 本法案は駐留軍の行為によつて損害を受けた国民に対して、実際の損害を補償してやろうとする趣旨であることはもちろんであります。その意味におきまして、政府はこの損害の調査にあたりましては、きわめて厳重に、しかも親切にその損害の範囲を調査いたしました。すみやかに補償をすることにしていただきたいと存ずる所であります。

本案に關連いたしまして、第十三回国会において通過いたしました漁船の操業の制限に関する法律に基きますところの損害についてであります。この法律は御承知の通り、この事業をなす漁業者に対する補償を目的としておるのであります。そういたしますと、この法律の制限によつて被害を受けたところの漁業の操業者が損害の補償を受けること

とはもちろんでありますけれども、この漁船で働いておる労働者もまた、この操業の制限によつて労働の制限を受けるわけであります。この漁業に従事する船員に対する労働の制限による損害は、いかようにして補償をなされるのであります。あるいは漁業の営業者でないがために、これらの船員に対する労働の制限による損害は補償されないのであります。

○根道政 府委員 一般の問題としてお答え申上げますと、漁業制限の結果、漁夫たちがその職場を失います。そのためには損害を生じたというものに対しましては、これは補償すべきものと考へております。

○田中(漁)委員 そうしますと、漁船の労働者に対する補償というものは、事業の経営者と別個に、損害を受くべき被害者の対象として取扱われるのでありますようか。

○根道 政府委員 いろいろ操業の形態いかんによりましては、別個の場合もござりますし、また漁業操業全体として考えて行く、その中における漁夫の関係の分というふうに、操業者の方からわけられるといふようなこともあるうと考えます。

○田中(漁)委員 そうしますと、独立して損害を受けたと主張する海上労働者は、別個に損害の補償の要求を政府に対していたすこともあり得ますかどうか。なることがありますと考えます。

○鈴木 説明員 独立して漁業従業員の損失を受けたと主張する海上労働者には、そのものだけが補償の対象にいたしますこともあり得ますかどうか。

○田中(漁)委員 次にお伺いしたしたいのは、損害の算定の方法でございをす。本法には、通常生ずべき損害と書

いてあるのであります。が、伺いますと、過去三年間における漁業の実績を調査いたしまして、そうして、その平均の漁獲高もしくは収入高等を基準にして損害を算定するというようなことを伺うのであります。が、通常生ずべき損害の算定方法については、そういう方法で損害を算定いたすのであります。か。

○鈴木説明員 駐留軍の用に供する土地等の損失の補償につきましては、昨年七月四日の閣議了解によりまして処置をいたしておるわけでござります。が、本法の適用にあたりましての損害補償の要綱等は、現在作成中でございまして、ただ漁業関係の補償につきましては、本法による補償におきます場合も、さき申し上げました昨年七月四日の閣議了解の損害査定基準を準用いたしまして処理することができるものもあるかと存しております。

○田中(謙)委員 その基準要綱なるものをおまことに拝見いたしておりませんけれども、私の希望といたしましては、通常生ずべき損害といふものは、おのずからそこに損害が決定されるべき原則と方法があるわけであります。裁判におきましても損害賠償の算定は一番むずかしい問題でありまするので、この点につきましては、いわゆる通常生ずべき損害の算定の方法については、誤りなく正確に算定せられることを希望しておりますが、次第であります。

それから次に損害算定の最後の決定権は、國家の機関としていずれにあります。が、手続の問題からいいますと、いわゆる事務的には最後の決裁であります。が、これはどこにあるのでありますか。

○根道政府委員 これは調達庁長官にあります。

○田中(継)委員 先日来拝聴いたして
おりますると、最後の決定権を持つて
おりまする特別調達庁が、大蔵省の予

算に制約をされて、それが額にも影響を及ぼす。あるいは決定の時期にも非常に影響を及ぼす。しかしながらこの損害の決定をもつて不服として訴えた場合には、裁判所

は大蔵省の予算に關係なく、その損害等の決定をいたすのであります。特別調達庁が最後の決定権を持つておりまするならば、別に予算にそうち制約されずに、眞の損害の補償をするのがこの法

律の目的でありますから、私はそぞろに、
いう制約を受けずに、損害賠償は損害
賠償として、ほんとうの国民の損害を
決定すべきものであると考えるのであります
が、これはいかにお考えになりますか。

○根道政府委員 われ／＼といだしましては、できるだけほんとうの損害と
いうものを発見するために、事務的に
いろいろ努力するわけであります。み
ちる國を相手に訴訟が起りますれば

ば、これは法務省が扱うわけでありります。がこれに当るということであります。
○田口委員長　ただいま外務省伊関局
祭協力局長が出席になつております。

○淡谷悠藏君。　淡谷委員、伊闌局長にお尋ねしたいのですが、青森県の閑根演習場の接收につきまして、閣議決定に至るまでの調査は、日米合同委員会で一體どういう処置をせられたのか、承りたいと思います。

○ 渋谷委員 実はこの間書面をもつて問い合わせましたその御回答を外務省からいただいたておりますが、この御回答ではなお明瞭でない点がありますので、この際演習地等の接收使用の手続をはつきり知つておきたいためにお答え願いたいのです。これで一番問題になりますのは、地元関係人の意思を知るという問題であります。これは局長すでに御承知の通り、内灘におきまして関根地区におきましても、村長や知事あるいは地元の有力者が承諾したという仮定のもとに出発しました使用手続が、閣議決定を見たあとでたいへん混乱をきわめておるのでござります。将来とも地元関係人の意思を知る手段として、村長ら少數有力者のみに依存して来た方針をかえないと私はあります。将来とも地元関係人の意思をしまして、どうもかえないといつたようなお答えがあつたようです。今も政務次官にお尋ねいたしましたが、局長が見えられるまではというのと、その点がどうもはつきりされなかつた。そこで直接衝に当つておられました伊闊局長は、今までの内灘、関根地方の実情にかんがみまして、地元関係人の意思を知る手段をもう少し具体的に規定しておかれるような御意思はないかどうか、重ねて質問いたしたいのあります。

が、従来われ／＼がやつております事実の意向を聞いております。今まで地元の意向を聞いてやりまして、問題が起りますが、したケースとしましては、ただいまおつしやいました内灘と関根が唯一のものなのでございます。それまでに六十件を片づけておりますが、全部通じ、町村長と話をいたしまして、すべて円満に片づいて来ております。なるべく広く関係者の意見を聞くというのがわれ／＼の方針でござりますが、現実に何千名もの関係者がいるという場合には、人々に当ると、これは事実問題としてできないのであります。まして、そういう際はやはり村当局、理事者等の意向を聞くことに時間的に、あるいは実際問題としてなるわけでございます。しかし方針といいましてはできるだけ地元の意向を開いて行きたい。こう考えております。

が法律上明記されておりますので、ささか局長とは違っておりますので、その点を強調したいであります。
○伊賀政府委員 私が申し上げましては、閣議決定をするとか、あるいは、提供の方針をきめますに先だって、地元の意見を必ず聞かなければならぬ規定はないということを申し上げたであります。実際に契約をいたしました際には、これは当然関係の者と話するわけであります。ただこれが先あるかあとであるかというふうな点になりますと、法律上政府が意思決定する前に聞かなければならぬといつてはいけない。しかし現実には聞いておこうと申上げたのであります。
○淡谷委員 その一点が非常に重要な点でござりますが、閣議決定は、でるだけ紛擾を少くし、同時にまた事の円満なる事務手続が遂行されるよな方向で進むことはもちろんでございまして、局長の気持の中に、こういことは法律にないのだから、次第につては強制使用による立ちのきをしててもよろしいという気持の一点があります、将来もうまく行かないと思ます。これに対して局長のはつきりお心構えを聞いておきたい。そこ私は一番大事なことになつておるとう。
○伊賀政府委員 先ほどから申し上ておりますように、できるだけ広くういう関係者の意見は聞いて参りますたし、今後も聞くつもりであります。
○淡谷委員 その関係者の意思を聞きたいと思つておりますかどうか、あるいは新しい方法をお考えになつておならば、将来はこうした方が紛擾が

くなるのじやないかといつたような具体的なお考えがあつたら承りたい。
○伊闌政府委員 従来のやり方で問題提起が起きましたのは、内離のケースはやや違ったケースでございますが、関根さんが初めてであります。開議決定をするに際して、われくは地元が了解しておると思つたにかくわらず、地元は了解しておらぬというのは、初めてでございます。ですから今後このケースにかんがみまして、やり方をかえなければならぬというようなこともあるかと存りますが、今後、われくは了解しております、こう思つてやり、他元は了解していない、こう申しておりますこのケースを深く調べてみたいと思います。

くなるのじやないかといつたような
具体的なお考えがあつたら承りたい。

が法律上明記されておりますので、ささか局長とは違つておりますので、その点を強調したいのであります。○伊藤政府委員 私が申し上げましては、閣議決定をするとか、あるいは

提供の方針をきめますに先だつて、
地元の意見を必ず聞かなければなら

規定期はないということを申し上げた
であります、実際に契約をいたし
す際には、これは当然関係の者と話

するわけであります。ただこれが先あるかあとであるかというふうな点になりますと、法律上政府が意思決定

する前に聞かなければならぬといつて定はない。しかし現実には聞いてお

○渋谷委員 その一点が非常に重要
のでございますが、閣議決定は、で

るだけ紛擾を少くし、同時にまた事の円満なる事務手続が遂行されるよ

な方向で進むことはもちろんでござ
まして、局長の気持の中に、こうい
ことは法律にないのだから、次第に

つては強制使用による立ちのきをしてもよろしいという気持の一点があ

なら、将来もうまく行かないと思
ます。これに対して局長のはつきり
たお心構えを聞いておきたい。そこ

私は一番大事なことになつておると
う。

○伊藤政府委員 先ほどから申し上
ておりますように、できるだけ広く
ういう関係者の意見は聞いて参りま

○淡谷委員　その関係者の意思を聞く
たし、今後も聞くつもりであります

うるうるした場合、何をどうぞ。新しいと思つておりますかどうか、あるいは新しい方法をお考えになつておならば、将来はこうした方が紛擾が

村長の言葉や文書によつて知るといふ
なら、こうした知事や市町村長と地元
関係者との間の、この承諾並びに同意
の形式を何とか文書的に整理するお考
えがござりますまい。」
（前略）

○伊闇政府委員 具体的に今後どうするかという点は、まだこの際申し上げるほどの成案はございません。

○渋谷委員 しかしこの後の成案がどう出ようと、局長の気持としましては、閣議決定後にこのような紛擾をかもし出さないように、できるだけ閣議決定前に、地元関係人の意思を十分に知るという一つの熱情と愛情はお持ちでございましょうか、お聞きしたいのです。

○淡谷委員 それならば、私お尋ねしたいのですが、この間も私は質問いたしまして、局長の明快な御答弁を得られなかつたのでござります。あの無理押しをいたしまして、たまを撃ち込んだ内灘の試射場の現状がどういうふうな状態になつておりますか、お調べになつた点がございましたならば、この点についてお伺いしたい。
○伊藤政府委員 国警並びに県側から情報はとつておりますが、最近特に特異な情勢があるというような報告は受けおりません。依然としてすわり込みがあるということは承知しております。
○淡谷委員 これに対しても局長がどのような善後措置をとられるか、あるいは最近とられようとするについての変化などがございましたならば、お伺いしたいのであります。

○伊藤政府委員 なるべく早く円満の解決したいと思いまして、苦慮いたております。いろいろな方法も考えておりますけれども、この席で申し上げるということは、政府が今から具体的にどうしようということを申しますと、すぐ地元の新聞にも出ますし、一部の最後まで反対しようとする勢力も動いておりますので、私はこれは申し

○淡谷委員 再三、そういうふうな御答弁はいただいておりますが、具体的に、試射の方法について重大な変化が起るかどうかも、ちよつとお伺いしたいのであります。

○伊開政府委員 今のことろは権現の森の手前まで撃つておりますが、いずれあの森を越えて撃たなければならぬ

のであります。ただその時期がいつかと申しますと、それほどまだ切迫いたしておりません。これはたゞの種類にして来るぐあいによるわけであります。近い将来当然あれを越えて撃ちたいと思つておりますが、その前には、かなり余裕をもつて米軍から通告して来ることになつております。

○渋谷委員　海面等の使用はどうなつておりますか。

○伊藤政府委員　ただいまのところ、海の方へ撃ち込む計画はございません。但し相当射程の長いたまができますと、撃たなければならぬ。そうして今のように権現の森ですわり込みが行われると仮定いたしましたならば、海面八百ヤードをとつておりますから、ある場合、やむを得ずその一部の海面を使う。射程の長いものを撃ちま

す場合には、権現の森が弾道下に入らぬよう、斜めに擊つということとも技術的には行われるかもしませんが、まだ具体的にそまで參つておりません。

○伊闌政府委員 私はその通達は存じておりませんが、初めからあの海面七百ヤード、八百ヤードの幅は漁業の操業を制限しております。

○淡谷委員 内灘の試射場並びに他の演習場でも実彈は撃ち込んでおります。演習場や墓地がある通り強制使用の形でとられたので、すでに日蓮宗の和尚さんが弾薬まで入っているという

事実も最近わかつております。非常に危険をはらんでおりますが、特に地元の警察が船を出してはいけないと言つてゐるたために、ことにあそこは国有地の関係を持つておりますために、漁民諸君が一箇月以上もこんな不安な状態にある。これで一体何で、暮して行けますか。考へてゐる、考へてゐると言ひながら、しかも国会の意思との関係もなしに、社会的な輿論も顧みず、政府だけでその問題を処置したい、その方向がきまらなければどうにもならぬい、こういう独断的な処置によつて、こうした現実の漁民たちの生活苦を何とも処置しないという態度は、怠慢だと思うのであります。特に実弾を撃つてゐる場合、外務省もよく知らないような形で警告が発せられている。警告はよろしいけれども、万が一にもたまがぶち込まれて、あそこの民有地に

すわり込んでいる人たちが生命の危険を感じするような事態が引起つたならば、局長はどのような責任をとられますが、はつきり御答弁を願いたい。

○伊闇政府委員 この海面における漁業は制限しているわけでござりますから、私の方は、船が立入つておらぬと考えております。もしこの制限にもかかわらず、入れば、警察としてはそれに

入るなどという指令をするのは当然だろうと考えます。入らぬのが建前でありますから、もし入った場合には、警察が取締りをしておるわけがありますが、人々われ／＼の方に通報がなかつた、こう考えております。

次の補償の問題につきましては、今漁業ができないで困つているがどうするかという御質問でございます。これにつきましては非質、になります。それ

から民有地に現在すわり込んでおりま
す。ですからこれを避けて繋つておる
わけであります。民有地にたまの落ち
るようなことはありません。

○渋谷委員 いろいろ御答弁を願いま
したが、私としてはどうしてい満足する
御答弁ではございません。このような
現実的事態を見ましても、演習地ある
いは基地の使用等に関する外務省の方
針は、もう少し国民の立場に立つて、
愛情を持つた、日本を土台にした觀念
に立つていただきたいと思います。特
に外務省が閣議決定まで持つて行つた
事案につきまして、特別調達庁が事務
的処理に苦しむような事態を発生しな
いよう、外務省として十分責任をと
つてもらいいたいと思います。起りま
した根の問題あるいは内離の問題に
対しましても、いたずらに国民を敵視
することのないよう、具体的に善後

措置をとつていただけるよう私は希望いたします。今度補償法が出来るのでありますようが、この補償法がいかに出来ますとしても外務省が今までの独断的な一方的なやり方をもつて、国民を敵敵として演習地の扱いをするならば、私は将来紛擾は決して絶えないと思う。一部外部の扇動とか、そんないやみを言わぬでも、この際一致して日本の逕

來を考える上から、外務省の今までの態度をさつそく直していただきたい。その現われといたしまして、紛擾の起つております内難あるいは関根の現能で、使用接収の任に当られた外務省が、責任をもつて何らかの処置を講ずるべく、出かけて行かれる御熱意があるかないか最後にお伺いいたします。

○伊藤政府委員 内離にしても、関根

かけて参ります。それからただいた外務省が独断でやつておるというお話をございましたが、決してそうではありません。関係各省に十分連絡をとりました上でやつております。

○ 渡谷委員 そういう考え方だと私もう一ぺん言いたくなつて來るのでござりますが、外務省と関係官庁と申しますが、現実に生活の利益を脅かされ、生命の危険を感じてるのは関係地元民眾なんであります。毎日魚をとり、くわを手にしている農民が一番の関係者なんだであります。そういう人たちの意図を具申をする道を聞かずに、私は決して町村長や知事だけで、これらの意図を代表しているとは思いません。その点で使用以前にもう一步立入つて、こういう人たちの意思を聞き、意見を開いてやるだけの気持をまだお持ちにならぬということは、残念」とくに思ひます。

ます。先ほどの御答弁もございましたから、私はこれ以上追究はいたしませんが、さつき御答弁のあつた原則に立つておやりになるものと考えます。しかし、少くとも具体的に起つておりますすこうした紛擾については、外務省は十分の責任をとられる責任があると思います。なお内灘の補償問題ですが、地元民はもう補償を要求しておりますません。補償よりも何よりも、あの土地を返してもらいたい。これがただ一つの要求でございますが、こういう点なども、補償などといつてお逃げにならないで、もう一ぺんあの土地に対して、じっくりお考え願いたい。承りますと、これはアメリカの意志というよりも、あのたまを製造する日本の軍需資本家の要求によつてできたものと聞いております。それならばなおさら国内問題としまして、国民の命を國の資本家がつくつたまで奪うことのないよう、十分御留意の上でこの問題を処置していただきたい。

○川村委員 調達室長官にお伺いいた
し、また御相談申し上げたいと思いま
す。ただいま審議中の法案の第一条第
一項中に「從來適法に農業、林業、漁
業又は政令で定めるその他の事業を營
んでいた者がその事業の經營上損失を
こうむつたときは、國がその損失を補
償する。」第一号には「防潛網その他の
水中工作物の設置又は維持」第二号に
「防風施設又は防砂施設の除去又は損
壊」第三号は「その他の政令で定める行
為」こうなつておりますが、この政令
で定める行為につきまして、各省の関
係から相当の議論がありまして、この
法案に全部織り込んだらどうか。つま
り政令で定めるとこれまでの法律がい
つたもので、満足に、いわゆる納得の
行くような政令が出たことがないから
ら、それでは安心ができないから、も
う一つく、法案の中に織り込むという
議論が各所から起きておるようござ
います。ところが実際問題といたしま
して、法案の作業も容易でありません
し、もしその他政令で定めるものとい
うことを除いてしまつて一つく、この
法案に織り込んだ場合に、さて実際問
題として、その他のものが出了場合に
困るということで、われくはできる
だけ法案の中に織り込む問題は大きな
問題を織り込んで、その他の関係のい
わゆる損失のあるようなものは、やは
り政令に譲つた方がいいではないかと
いう考え方を持つておりますが、そうな
るとやはり各省関係からどうしても安
心ができないといったようなことで、
また政令が出た場合に不満が出て、議
論しなければならぬということでは、
かえつてうまく行かないのではないかと
いう考え方でありまして、われくは

政令を出す場合に、その前に大体政令の作業ができたならば、やはり本委員会に懇談的に持ち込んでもらつたらいいへん都合いいのではないかと思う。われくはどこまでも行政と立法とは切り離して考えておりまして、でさきるだけ行政の内容には入りたくなりませんけれども、この法の運用ということをうまくやつて行きますには、やはり事前に御相談なつたらいのではないかと思つておりますが、いわゆる政令の案ができました際に本委員会にお諮りというか、御相談なさる御意思があるかどうか、私はぜひ相談してもらいたいということをお願いいたしますが、いかがでございましようか、御答弁願います。

の選挙不正の仕方の不正行為を禁じ、阻害する行為であつて政令で定めるもの

二 防風施設、防砂施設、防災施設その他農地、牧野若しくは林野等の利用上必要な施設であつて政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は農地、牧野若しくは林野等の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの

附則中第一項を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行し、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日以降生じた損失について適用する。附則中第三項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の損失に關して見舞金その他の名目で國から支給を受けた金額のうちこの法律の規定による損失補償金に該当するものについては、この法律の規定による損失補償金の内払とみなす。

○中村(廣)委員 私は各覚提案者を代表いたしまして、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案に対する修正案についてその趣旨弁明をいたします。

本法案はさきに、漁船の操業制限等に関する法律制定当时からその必要を強く要望せられておりました次第であります。御承知のごとく前の大正十五国会におきましては、衆議院の解散によ

見通しはどうになつておりますか。

○立川説明員 これは積立保険料を各

保険契約者が支払いますので、その保険料を保険組合が積立て、さらにその保険組合は支払うのためこの国で再保

険をいたしますから、再保険特別会計に再保険料が積立てられるわけあります。そうして三年あるいは六年、九

年の期間がたちまして支払いに達しますと、保険組合がまず払い、それに對しまして再保険特別会計は再保険金

を組合に払つて行く、かような仕組みになるわけであります。

○松田(鉄)委員 非常に主導権のござ
い話でありまするが、まず積立保険料
を積む、それは三年、六年、九年とい

う規定によつてそれを積み上げる、積み上げて満期になつて金がたまつてか

ら船をつくるというようなことに法曹の表面はなつておりますが、かかるることでは漁民は満足することはできな

いだらうと思います。この問題は、第六回国会から論議されておる。機械の進歩と、社会の進歩との関連性について、議論がなされておる。

簡素化 代船建造ということがこの法律によつて実を結ぶところまで參つたのであります。ところがだいまの当

局の御意見のよう、再保険特別会計によつてそれが終結した後において賃

出しをするのだと、あれば
何も貸出しをする必要はない。それま
でかけて行かなければならぬ。ただ

利子補給の問題だけである。かようなまどろっこしいことで現在の漁民は満足するがどうか、うことをよく考へ

て行かなければならぬ。前の塙見水産府長官の当時はそういう構想でなかつた。積立金による額は、水産庁から出された資料によりますと、三年目によ

年目には五十億八千八百万円になる。こうしたことになつておる。こうした確固たる資料が現われておる以上は、これに対し、先に貸して、事前払いにして漁民に建造資金を与えるという方法をお考えになつておるかどうか。これが目的であつたと思うのであります。ですが、この点ひとつ御答弁を願いたい。

○立川説明員 漁船損害補償法の運用として、ただいま御質問のようなことを実行するわけには参らぬと思います。保険法の目的はおのずと別にあるわけであります。そこで今御指摘の上うな、積立保険料が国の再保険会計にだん／＼蓄積されて行くわけでありますから、それを何らか運用をして、御趣旨のようないくつかの目的を達するということは、考えてみなければならぬ重要な問題だと存じておりますが、なお研究中でございます。

○松田(鐵)委員 その点が研究中でいけないので、その気持によつて、精神によつて、はつきりと意思表示をすることによつてこの法律の価値が表わされるのであります。大蔵省じやながいから、ここでそうは言明できませんことを了いたしました。

保険課長にお尋ねしますが、最近における一年の建造資金はどのような数であります。鋼船は一万トンでござりますが、その単価をそれ／＼トン当たり

二十万円、三十万円と想定いたします。三年間の平均の百二十億円という額は、私の予想にまったく反した大きな額であります。私は一年にわずか五十億程度でなかつたか、かように考えておつたものであります。数字から現われた一年間の百二十億ということは、結局漁業の金融そのものにわが国寄つて来ているという実態の姿になつておる。しかしこの中でも開発銀行とか、または組合の自営船とかいうことで融資の中から出ておるものもそれは多少はあるだらうと思いますが、ともかくにもかくにも百億内外の金が漁民の自己資金によつてまかなわれておる。こうした類が現われておる以上、水産庁から出されておる先ほどの満期保険に加入するとして、この先ほど申し上げた数字はあまりにも僅少過ぎる額ではないかと思われるのです。しからばこの一年に百二十億も出されておる金額が、これは日本の漁民の経済として一番重大なものである。よつて政府は満期保険の制度を確立せんとして今国会に提出した。さてここにおいてただいまの統計と水産庁の出されておるこの保険に入るか入らぬかといふ数字を見たときにおいて、あまりにも比較にならぬ。どうしてこういう遠慮があるかということになるのであるが、財政資金から出そうとするときに、あつて、消極的な御意見からこういふものを出されたと見ておるのであるが、ここは大胆に率直に、水産当局は

漁民の今日の経済を見るならば、もつともつと的確な数字を出して、政府に要望しなければならない問題が起きて来るものと私は考えておるのであります。しかしただいま部長から言われておる積立保険料によつてまかなつて行くという御意見は、これまたあまりにも消極的な意見であつて、それでこの満期保険が漁民に喜ばれる保険だとお考えになつておるかどうか、この点はもう少し御研究を願いたいのであります。かかる消極的な御意見であつたならば、漁民の要望し、渴望して一日もやまなかつたこの改正案に対し、漁民はうんざりしてしまつたろうと思ふ。もつと――積極的に日本の水産の立場を御理解願いたいと存ずるのであります。よつてさきに成立された中小漁業融資保証法、この中小漁業融資保証法は漁業の着漁資金やつなぎ資金、それらに対し大体において七〇%を見込んでいる。設備資金に対しても三〇%を見込んでおる。わずかに三〇%よつてこれを財源とするわけにも參りませんでしょう。ところがこの基金協会の制度といふものも世界に画期的な法律として、われくは喜んでこれに賛成するのである、これらを十分に活用する意図はあるかないか、この点を承りたい。

つと親切なものが出来るものと考えておる。大体基金協会のこの法律の性格からいって、これを幾分そこに加味することができるが、これを活用するという議論はちよとわれくには納得のできない点であります。これは先ほどまで私が申し上げたような基金協会の金というものは全面的に活用のできない金である。これを一つのえどとし、これを材料とすることに対しては私は賛成であるけれども、これをもつて建造資金の基本的なものにしようなんということは、これはできないものである。よつてこれは一つの材料にならなければならぬものだ。さてそんならば水産庁から出されている——繰返して申し上げますが、こうした資料によつて満期保険に加入するものが出来たならば、この船の建造意欲を増して、日本の水産經濟の確立をなす場合において、財政資金の援助を求めなければならぬことだらうと思う。財政資金とは農林漁業特融でありましよう。さてその農林漁業特融に対しても、いろいろ議論はあるだらうが、もはや二十八年度の予算の農林省としては割り振りができるだらうと思ひます。

は、漁業協同組合の自己船とするわけには参りません。それを転貸とする方法もあるだろうけれども、これらの中の漁業者の金融の道といふものはござされておるが今日の実態であります。つまり零細漁民は漁業協同組合によつて、農林中金によつてこれをまかねうことができるけれども、中小漁業者はその制度がない。よつて水産庁はこの法律によつてこの中小漁業者の建造に対し恩典を与える政策を立案したのであると存するが、その金融の道はとざされておるのが現状の姿であります。さてここにおいて、私は一昨日、前の農林事務次官である山添謙裁と会つて懇談をしたのであります。そこでときは非常におもしろい話をされておるのであります。何もそう固くなつて、中小漁業者が特融から借りられないという制度はないんだ、基本方針がそこに農林当局において立てられれば、それでけつこうじやないか、こういう話をされておるのであるが、これに対する経済局はどのようにお考えになりますか。

銀の中小事業によります漁船建造資金の道と申しますものが、最近中小企業金融公庫というものができて参りますと、開銀の中小事業部というものはなるようになつておりますが、制度的にも道があるという問題があるわけでございます。この点につきましては、私どもいろいろ水産庁とも御協議申し上げておるのであります。農林漁業金融公庫といふものは差足の当初、まだ発足したばかりでございまして、特別会計時代から通算いたしましても、まだ三年目で、その資金わくもなか／＼私どもの思うようによけいには入つて参りません。そのためにできるだけ貸出しの業種等も、まず最も需要度の高いと申しますか、政策的に最も緊要と、少くとも私どもの考えたふのから取上げて来ておつたのでござりますが、今の中小漁業の漁船というようなものも、今まではいけないにやないか、近い将来に、この農林漁業外の漁船というものにも貸すよう道を開くべきじゃないかというう方向は私ども現在十分検討いたしております。この必要な資金がどのくらいになるか、こういつた点を十分水産庁とも御協議申し上げまして、でき出ただけ近い将来にそういう方向を打たい、かのように考えておる次第であります。

も早く雨を待つというのが漁民の考え方だらうと思うのであります。従つてただいまの御意見から行けば、近い将来といわれますが、今日とすれば、公庫法の十八条を改正することによつてただちにその資金というものが、あの公庫の財政資金のうちから振り当てるものではないと考えております。それは先ほど申しましたように、本年のわくが決定しておるがゆえであります。これはわれくは望するが、でき得ないことでないかと思うのです。しかしそこに対して、この法律から行きますと、個人々々の漁船建造というものも、国が利子補給を与えておるがゆえに、これらに對して中金の資金は今だぶついておる、このだぶついておる資金を九州、和歌山の災害が勃発して非常な災害になつておるが、財政資金はもはや底をついておる現在のときに、見込みのあるものは、あの中金の自己資金以外にない。これを獲得する方法をお考えになつておるかどうか、使い得るかどうか、この点を経済局として御答弁を願いたいと思ひます。

結論は、なかなかむずかしいのでござります。それから今のところ農林中央金庫に多少余裕があるということを申し上げましたが、先ほど、先般の凍霜害、それからそれに引続いて起きました第二号台風による被害、それからまた最近の北九州の大水害、さらには和歌山等にも起つておりますが、こういった災害に伴いまして、たとえば営農資金でございますとか、またさらには漁業者の營漁資金と申しますか、そういつたような災害復旧に必要な緊急の金、そういつたものを、国といたしまして利子補給あるいは損失補償をして、農林中金の金を引出すというような、いろいろな方策が現在とられつつあるわけでござります。こういつたようなものの資金需要というものを考えますと、まずわかつておりますだけで、凍霜害で約二十億、これは法律に二十億となつております。さらに第二号台風におきまして、これはまだ政府として決定いたしましたわけではございませんが、一応私どもは四、五十億円くらいの金がいるんじゃないかということを考えておりまます。さらにまた、北九州の問題になつて参りますと、おそらくさらにそれ以上の金がいるであろう、こういつたように、百億以上の金がおそらくこの災害の復旧に伴いまして、農林中央金庫その他から出さざるを得なくなるわけでござります。こうなつて参りますると、農林中央金庫の資金繰りの余裕といふものがいつまで続きますか、この点につきましては十分検討いたしたいと思いますが、今のところ私どもはそういう手放しに、いつまでも農林中金の資金繰りが楽な状況が続くものとまでまだ考えられないのじやないかというよ

うに考えております。
○松田(誠)委員 経済局は勉強が足りません。まず中金の自己資金がどういう状態によつて営業のよろしきを得たかということを御研究が足りない。これは経済局としての大きな責任であります。この責任上もう少し御勉強された方がいいと思います。それは今まで特別会計であり、今公庫になつたのであるが、この公庫から出でる長期の資金は、ほとんど中金の旧債の回収に充てられたのであります。それだけ農民、漁民の経済があの特別会計によつて非常に潤されたというようにわれわれは考えておる。さて本年は二百三十億であります。昨年は二百億、本年は二百三十億で、本年入つて来る金は約十億と見ておられるでしょう。こうしたことによつて、中金の自己資金が非常にふえておるという原因はそこにあるということを、あなたは御存じであるのだけれども、それをこの委員会で発表することを遠慮されたのであると私は考えておる。まず来年の四月までには、中金が今災害に出すといいう金を出さなかつたという場合には、三百億近い金が中金の自己資金になるであろうとわれくは観測をしておつたほどでありますが、今あなたがここでお聞きになつておるよう、一年間の平均として百二十億出しておる漁民の建造資金が、すべての水産業に対するしわ寄せとなつて苦しんでおるのが漁民の実態であります。生産なくして日本の経済の確立はでき得ない。よつて農林省としては、漁船損害補償法の一部改正法律案、すなわち満期保険の制度を確立せんとして提出されたと思う。いろいろな議論はありましようが、生

産を高めて行くことによつて初めて初めて経済の確立ができる。こうした点から言つたならば、特別会計の財政資金を、公庫法の第十八条の改正によつて、個人に対しても貸し得る道を技術的に開くならば、二百三十億の公庫の財源に對しては当然穴が出て来ることでありましようが、この公庫の穴埋めは、現在でもやつておられる中金のつなぎ資金ならば、二十億や三十億の財政資金を行つたとかいうような制度で勘案して行つたこの方へまわすことが決して不可能ではないと私は考へておる。この点を水産当局と経済局は十分に御連絡になつて、日照りを待つ日本国民同様にお考へになるべきが政治的要諦であると考えておるが、そういう御意見は水産当局にもありますか、また経済局にもありますか。それによつてまだ私は質問があります。

○立川説明員 ただいまの御質問のようなことを、何とかくふうをこらして実現はしたいと考えております。そのやり方その他につきましては、財政上あるいは会計上なお検討すべき問題がいろいろあるよう思ひますから、これはしばらく御猶了を願つて研究させていただきまして、なるべくさような目的を何らかの方法で達したいと考えております。

○山路説明員 今の点につきましては漁政部長の申された通りであります。

ただ先ほどの松田委員の御説のうちで、農林漁業金融特別会計または公庫が、昨年度二百四十億貸した金が、全部農林中央金庫の自己資金をもつて貸した金の肩がわりであるということを、私の聞き違いであつたかも知れませんが、申されまし

た。そういう農林中央金庫の肩がわりに使われたといふことも、一部にはあつたということも聞いておりますが、そういうものは例外的な、金額にして、人に対しても貸し得る道を技術的に開くならば、二百三十億の公庫の財源に對しては当然穴が出て来ることでありましようが、この公庫の穴埋めは、現在でもやつておられる中金のつなぎ資金ならば、二十億や三十億の財政資金を行つたとかいうような制度で勘案して行つたこの方へまわすことが決して不可能ではないと私は考へておる。この点を水産当局と経済局は十分に御連絡になつて、日照りを待つ日本国民同様にお考へになるべきが政治的要諦であると考えておるが、そういう御意見は水産当局にもありますか、また経済局にもありますか。それによつてまだ私は質問があります。

○立川説明員 ただいまの御質問のようなことを、何とかくふうをこらして実現はしたいと考えております。そのやり方その他につきましては、財政上あるいは会計上なお検討すべき問題がいろいろあるよう思ひますから、これはしばらく御猶了を願つて研究させていただきまして、なるべくさような目的を何らかの方法で達したいと考えております。

○山路説明員 今の点につきましては漁政部長の申された通りであります。

ただ先ほどの松田委員の御説のうちで、農林漁業金融特別会計または公庫が、昨年度二百四十億貸した金が、全部農林中央金庫の自己資金をもつて貸した金の肩がわりであるということを、私の聞き違いであつたかも知れませんが、申されまし

た。そういう農林中央金庫の肩がわりに使われたといふことも、一部にはあつたということも聞いておりますが、そういうものは例外的な、金額にして、人に対しても貸し得る道を技術的に開くならば、二百三十億の公庫の財源に對しては当然穴が出て来ることでありましようが、この公庫の穴埋めは、現在でもやつておられる中金のつなぎ資金ならば、二十億や三十億の財政資金を行つたとかいうような制度で勘案して行つたこの方へまわすことが決して不可能ではないと私は考へておる。

○松田(鐵)委員 ただいまのあなたの発言は、私の述べていることを聞き違えておる。そういうことはない。それで中金の回収が非常に迅速に行つて、中金の今日の事業の確立を見ておるが、これがもつと回収ができないようになるから、その額は二百億ないし三百億になるのではないかと想ひます。それならば、ただいまの立川部長の御意見もよくわかつた。それから経済局としても、水産庁と協議して御考慮をなさる意思もわかる。ところがここに一つ問題になるのは、つなぎ融資といふものに対しても法制化しなくともいいかどうかということなのです。法制化するということであるならば、たとえば二十億なり三十億なり、その穴埋めをするために、現在中金としてはつなぎ資金としているべく出しておるが、これを中金としてもつと出しやすい方法として、その一定の金額に対し二割なり三割の保険の形の補償をしておるといふことであるが、これも反対であります。

○山路説明員 今の点につきましては漁政部長の申された通りであります。

ただ先ほどの松田委員の御説のうちで、農林漁業金融特別会計または公庫が、昨年度二百四十億貸した金が、全部農林中央金庫の自己資金をもつて貸した金の肩がわりであるということを、私の聞き違いであつたかも知れませんが、申されまし

た。そういう農林中央金庫の肩がわりに使われたといふことも、一部にはあつたということも聞いておりますが、そういうものは例外的な、金額にして、人に対しても貸し得る道を技術的に開くならば、二百三十億の公庫の財源に對しては当然穴が出て来ることでありましようが、この公庫の穴埋めは、現在でもやつておられる中金のつなぎ資金ならば、二十億や三十億の財政資金を行つたとかいうような制度で勘案して行つたこの方へまわすことが決して不可能ではないと私は考へておる。

○松田(鐵)委員 ただいままでの点につきましては、先ほど漁政部長から申し上げました通り、今後いろいろ検討いたしまして、一日も早く実現するよう努めたいと思います。

○松田(鐵)委員 その懇談の時期はいつごろになりますか、この点を承りたい

ります。

○田口委員長 早急にやります。

○松田(鐵)委員 もはや本国会も今月中で終りを告げます。一つの法律をつくるにしても、一週間や二週間はかかるものと私は考へておる。よつて委員長にその御意見があるならば、この公庫法の一部を改正することについて、その意見というものはおののくはできるにとどめます。まずわれわれは各委員もよく御承知のことと思ひます。まず修正案を朗読いたしました。

○鈴木(善)委員 漁船損害補償法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして趣旨弁明をいたしたいと存じます。まず修正案を朗読いたしました。

○鈴木(善)委員 漁船損害補償法の一部を改正する法律案に対する修正案

を「指定漁船」(一年を通じて六十日以上漁業に従事する総トン数百トン未満一トン以上の動力漁船)であつて、当該地区内に主たる根據地を有する漁船をいう。以下同じ。に改める。

第百十二条第一項中「政令で指定する漁船(以下「指定漁船」という。)を「指定漁船」(一年を通じて六十日以上漁業に従事する総トン数百トン未満一トン以上の動力漁船)であつて、当該地区内に主たる根據地を有する漁船をいう。以下同じ。に改める。

附則中第二項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2 改正後の第百十二条第一項の規定の適用については、昭和二十九年三月三十一日までの間は、同項中「百トン」とあるのは「二十トン」と読み替えるものとする。

○田口委員長 ますから、その前に理事会を開きまして十分相談をして、会期が迫つてゐることも承知しておりますから、できるだけ早く実現するように処置いたしました。

○松田(鐵)委員 それで意のあるところは十分わかりました。私はまだ質問しないことをもたくさんあります。時間が大分過ぎておりますので、私の質疑はこの程度をもつて終ります。

○田口委員長 他に質疑の通告もありませんので、本案に対する質疑はこれ

意見の一一致を見たのでございまして、

○田口委員長 この際御報告いたしました。

鈴木善幸君より本案に対する修正案が提出されております。これは諸君のお手元に配布いたしました通りであります。ただいまより本修正案について提出者の趣旨弁明を求めます。鈴木善

君。

題につきましては、委員長も松田委員

と同感でござります。この問題につきましては、すみやかに委員と懇談いたしまして、一日も早く実現するよう努めたいと思います。

○松田(鐵)委員 その懇談の時期はいつごろになりますか、この点を承りたい

ります。

○田口委員長 早急にやります。

○松田(鐵)委員 もはや本国会も今月中で終りを告げます。一つの法律をつくるにしても、一週間や二週間はかかるものと私は考へておる。よつて委員長にその御意見があるならば、この公庫法の一部を改正することについて、その意見というものはおののくはできるにとどめます。まずわれわれは各委員もよく御承知のことと思ひます。まず修正案を朗読いたしました。

○鈴木(善)委員 漁船損害補償法の一部を改正する法律案に対する修正案

を「指定漁船」(一年を通じて六十日以上漁業に従事する総トン数百トン未満一トン以上の動力漁船)であつて、当該地区内に主たる根據地を有する漁船をいう。以下同じ。に改める。

第百十二条第一項中「政令で指定する漁船(以下「指定漁船」という。)を「指定漁船」(一年を通じて六十日以上漁業に従事する総トン数百トン未満一トン以上の動力漁船)であつて、当該地区内に主たる根據地を有する漁船をいう。以下同じ。に改める。

附則中第二項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2 改正後の第百十二条第一項の規定の適用については、昭和二十九年三月三十一日までの間は、同項中「百トン」とあるのは「二十トン」と読み替えるものとする。

ただいま私が朗読いたしました修正案は、各派の委員諸君といろ／＼協議いたしました結果、おおむねその意見の一一致を見たのでございまして、

昭和二十八年七月二十九日印刷

昭和二十八年七月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局